

## 小田原市のスポーツ施設の概要

- 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
- 小田原テニスガーデン
- 城山陸上競技場
- 小峰庭球場
- <参考>その他のスポーツ施設

平成28年7月

神奈川県小田原市

## 目 次

### I 施設の概要

1	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	1
2	小田原テニスガーデン	5
3	城山陸上競技場	7
4	小峰庭球場	9

### II 利用料金等

1	利用料金	10
	(1) 留意点	
	(2) 条例及び規則で定めた額	
2	現行の減免基準（現行制度）	10
	(1) 留意点	
	(2) 減免基準	
3	現行の還付基準（現行制度）	13
	(1) 留意点	
	(2) 還付基準	

### III 収入及び利用実績

1	施設の収入実績	15
	(1) 留意点	
	(2) 過去3か年の収入実績	
	(3) 過去3か年の減免状況	
2	利用実績	15
	(1) 過去3か年のスポーツ施設利用実績（人数）	
3	主な大会・イベント等	15
	(1) 主な大会・イベント等	

### IV 収支状況

1	指定管理料の考え方	16
2	指定管理料等の収支参考資料	16
3	利用料金減免について	16

### V 備品の管理

1	備品の管理	16
---	-------	----

### VI その他

1	その他の関連スポーツ施設の概要と状況	17
---	--------------------	----

**VII 《参考》管理の状況（H22 直営時）**

1	管理体制（人員の配置状況）	18
2	委託の状況	19
3	賃借の状況	22
別紙	城山陸上競技場改修工事概要	23
別紙	収支予算算出に係る参考資料	25

# I 施設の概要

## 1 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ

(小田原市中曾根 263 電話 0465-38-1144)

区分1	区分2	内 容
1. 施設目的	—	スポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興を図る。
2. 施設概要	竣工・開放	竣工：平成8年10月 開放：平成9年1月
	構造・規模	敷地面積：31,613 m <sup>2</sup> 、建築面積：11,666 m <sup>2</sup> 、延床面積：16,199 m <sup>2</sup> 構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上4階地下1階建 駐車場：約610台収容（臨時駐車場含む） （内訳）舗装駐車場：210台、臨時駐車場（P1）：330台、 臨時駐車場（P2）：50台、臨時駐車場（P4）：20台 ・.....メインアリーナ..... 定員：6,000名 面積：3,400 m <sup>2</sup> 南北85m×40m 固定席：2,624席、収納式可動席（ロールバックチェア）：924席 選手控室：36 m <sup>2</sup> ×4室 洗面台・姿見付設 競技運営室：48 m <sup>2</sup> 臨時電話接続盤・館内放送設備付設 記者室：26 m <sup>2</sup> 臨時電話接続盤付設 更衣室：男・女各53 m <sup>2</sup> ロッカー・温水シャワー付設 身障者用トイレ：2カ所 身障者用シャワー：1カ所 床素材：カナディアンハードメープル 耐荷重：5 t/m <sup>2</sup> 美術バトン：5本 ライトバトン：8本 スピーカーバトン：2本 フロア仮設分電盤：2カ所（単相3線） フロアC型ウォールコンセント：12回路4カ所 フロアPA用コネクタ盤：2カ所 フロア音響PA盤：1カ所 場内用コネクタ盤：3カ所 電話接続盤：4カ所 中継車用コネクタ盤：1カ所 搬出入口幅：2.9m×高さ3m（荷解スペース35 m <sup>2</sup> ） ・.....サブアリーナ..... 定員：800名 面積：859 m <sup>2</sup> 南北32m×26.85m 固定席：120席 更衣室：男・女各16 m <sup>2</sup> ロッカー・温水シャワー付設 身障者用トイレ及びシャワー：1カ所 床素材：カバザクラ 場内用コネクタ盤：1カ所 仮設分電盤（キャットウォーク）：1カ所

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーニングルーム 面積 455 m<sup>2</sup>、各種機器類 更衣室：男・女各 23 m<sup>2</sup> ロッカー・温水シャワー付設</li> <li>・ フィットネススタジオ 床素材：カバザクラ 2面鏡張り 2面バレエバーあり</li> <li>・ スポーツサウナ（男女各1室） 電気式遠赤外線低温サウナ（75℃）、定員：15名 シャワー：5口、大浴槽</li> <li>・ ランニングコース 1周 300m 床面コンクリート メインアリーナ2階観客席周囲</li> <li>・ 研修室 定員：100名 映像装置（100インチスクリーン） 音響装置（CD／カセットテープ／ワイヤレスマイク／マイク）</li> <li>・ 大会議室 定員：60名 可動間仕切りで2室分割可能 音響装置（CD／カセットテープ／ワイヤレスマイク／マイク）</li> <li>・ 小会議室 定員：30名</li> <li>・ 応接室 定員：10名 本革ソファ・テレビ・専用洗面所・トイレ付設</li> <li>・ 3階ラウンジスペース 面積：135 m<sup>2</sup> 角テーブル：13卓 42席 カウンターテーブル：10卓 20席 男女共用トイレ 1カ所</li> </ul>						
	利用状況	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>340,793 人</td> <td>366,108 人</td> <td>355,442 人</td> </tr> </table>	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	340,793 人	366,108 人	355,442 人
平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度						
340,793 人	366,108 人	355,442 人						
	利用時間	9：00～21：30						
	休館日	毎月第4月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）及び12/28～1/3						
3. 主な大会	—	Fリーグ公式戦（年10回程度）、市民総合体育大会、全国社会人クラブバドミントン大会、関東高等学校新人バスケットボール大会、関東高等学校選抜バドミントン大会、関東中学校剣道大会、神奈川県マーチングコンテストなど						

4. 利用料金

—

下表のとおり

◇専用利用料金一覧(単位:円)

施設名	平日				土・日・休日			
	午前9:00~午後8:00		午後8:00以降		午前9:00~午後8:00		午後8:00以降	
メインアリーナ	1/4面	720	1時間につき	1,080	1時間につき	820	1時間30分	1,230
	2/4面	1,440	1時間30分	2,160		1,640		2,460
	3/4面	2,160	1時間30分	3,240		2,460		3,690
	全面	2,880	1時間30分	4,320		3,280		4,920
サブアリーナ	720		1,080		820		1,230	

施設名	平日・土休日			
フィットネススタジオ	720	1時間につき	1,080	1,080
研修室	720	1時間につき	1,080	1,080
大会議室	510	1時間30分	770	770
小会議室	300	1時間30分	460	460
応接室	1,020	1時間30分	1,540	1,540
選手控室	200	1時間30分	300	300

※超過料金

午後9時30分から翌日午前9時まで  
…1時間毎に規定料金の1.5倍

◇加算利用料金一覧

施設名	営利目的・入場料徴収	営利目的・入場料無料	非営利目的・入場料徴収
メインアリーナ・サブアリーナ 研修室・大会議室・小会議室	規定料金の2.5倍	規定料金の6倍	規定料金の3倍
フィットネススタジオ	規定料金の3倍	規定料金の3倍	—

◇個人利用料金一覧

施設名	1人1回	回数券(11枚綴)
サブアリーナ	300円(2時間)	3,000円
トレーニングルーム	100円(2時間)	1,000円
スポーツサウナ	500円	5,100円

\* スポーツサウナ営業日…5~10月=毎週水・土・日曜日 11月~4月=毎週水・木・土・日曜日

◇照明料金一覧(単位:円)

施設名	A(1/4灯)	B(1/2灯)	C(3/4灯)	D(全灯)
メインアリーナ	1/4面	300	410	610
	2/4面	600	820	1,220
	3/4面	900	1,230	1,830
	全面	1,200	1,640	2,440
サブアリーナ	300(1/2灯)		410(全灯)	

※加算利用料金

営利目的で入場料を徴収する場合…規定料金の2倍  
午後9時30分から翌日午前9時まで  
…規定料金の1.2倍

◇設備利用料金一覧(単位:円)

設備名	単位	料金
美術パトロン	1回1式	1,020
音響基本装置	1回1式	10,280
簡易音声調整ワゴン	1回1式	510
ワイヤレスマイク	1回1本	1,020
マイク	1回1本	510
舞台照明基本装置	1回1式	10,280
調光装置	1回1式	2,050
ピンスポット	1回1台	2,050
移動用スポットライト	1回1台	100
ステージスピーカー	1回1台	1,020
移動型スピーカー	1回1台	300
インカム	1回1式	1,020
持ち込み器具	1回1キロワット	200
仮設ステージ	1回1台	300
ロールバックチェア	1回1片側	5,140
舞台用換扇	1式	1,540

◇器具利用料金一覧(単位:円)

器具名	単位	料金
バスケットボール器具	1回1組(メ)	1,020
	” (サ)	510
バレーボール器具	1回1組	510
バドミントン器具	1回1組	300
インディアカ器具	1回1組	300
ハンドボール器具	1回1組	510
テニス器具	1回1組	300
卓球器具	1回1組	100
フットサル器具	1回1組	510
フロアシート	1回1枚	100
養生ボード	1回1枚	50
机	1回1脚	40
スタッキングチェア	1回1脚	10
電光得点表示装置	1回1組	2,050
ファウル表示器	1回1式	510
大審判タイムアウト請求器	1回1式	410

◇音響装置利用料金一覧(単位:円)

施設名	単位	料金
サブアリーナ	1回1式	2,050
フィットネススタジオ	1回1式	2,050
研修室	1回1式	2,050
大会議室	1回1式	2,050

◇映像装置利用料金一覧(単位:円)

器具名	単位	料金
ビデオプロジェクター	1回1式	3,080
テレビモニター	1回1式	510

◇冷暖房利用料金一覧

施設名	単位	料金
メインアリーナ	4,110円/時間	
サブアリーナ	1,020円/時間	

※加算利用料金

営利目的又は入場料を徴収する場合…規定料金の6倍  
午後9時30分から翌日午前9時まで…規定料金の1.2倍

<p>5. 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインアリーナ全面利用の先行予約は、同一催事の場合は利用機会の公平性の観点から年2回までとする。ただし、利用希望1ヶ月前に空いている場合は通常利用として予約可能とする。</li> <li>・土日祝日におけるサブアリーナの専用利用については、原則として月の過半を個人利用として確保する。</li> <li>・施設管理上、サブアリーナ専用利用によるバレーボール、バスケットボール、フットサルは原則として禁止する。ただし、メインアリーナが利用できない場合のベルマーレフットサルクラブのフットサル利用、メイン全面利用のサブ会場としてのバレーボール及びバスケットボールでの利用は可とする。</li> <li>・サブアリーナは、平常時は原則として個人利用スペースとして開放し、卓球4台、バドミントン2面、バスケットボール（1ゴール）3面を常設するものとする。</li> <li>・営利目的での会議室の利用は各会議室につき月2回までとする。メインアリーナ及びサブアリーナは年間予約で1回、先行予約で1回の合計2回までとする。</li> <li>・土日祝日においてメインアリーナを全面・終日イベントで利用できる回数は、月1回程度とする。（日中のみの利用や平日利用の場合は制限を設けない）。</li> <li>・メインアリーナ及びサブアリーナにおいて同一種類・同一種目のイベントは、原則開催した翌月には開催しない。</li> <li>・メインアリーナ一般開放日…毎月第1土曜日の全面終日、サブアリーナ個人利用日（固定）…毎月第3日曜日終日 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 全国規模の大会等と重複した場合、上記枠は確保しない。</li> </ul> </li> <li>・トレーニングルームの利用については事前に利用者講習会を受講することが必要であり、受講対象は高校生以上とする。</li> <li>・トレーニングルーム利用者講習会は、月4回程度（平日：夜間2回、土日祝日：日中2回）開催する。</li> </ul>
----------------	---

## 2 小田原テニスガーデン

(小田原市蓮正寺 83-1 電話 0465-37-4711)

区分1	区分2	内 容										
1. 施設目的	—	テニス・ソフトテニス競技の普及振興を図るとともに、生涯スポーツの活動を推進する。										
2. 施設概要	竣工・開放	竣工：平成9年6月、開放：平成9年8月 平成19年度に北側8面の人工芝張替工事										
	構造・規模	敷地 17,010 m <sup>2</sup> 舗装駐車場：50台、臨時駐車場（P3）：約120台 ：...砂入り人工芝16面...（うち夜間照明8面、平均照度500lux） 収容人員：椅子1,600席、芝生1,000席 ：...管理棟... 鉄筋コンクリート造2階建、面積490m <sup>2</sup> (1階) 談話ロビー、事務室、男女更衣室、 シャワールーム、トイレ (2階) 会議室×3、湯沸室 ：...運営棟... 鉄骨造平屋建、面積86m <sup>2</sup> ：...倉庫及び外トイレ...										
	利用状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>151,090人</td> <td>157,192人</td> <td>164,136人</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	151,090人	157,192人	164,136人		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度									
151,090人	157,192人	164,136人										
利用時間	9：00～21：00											
休 場 日	12/28～1/3											
3. 主な大会	—	市民総合体育大会、小田原キャッスル杯、神奈川県テニス選手権、全国私立短大テニス大会、小田原オープンテニス選手権、シニアフェスタ、八幡山テニストーナメントなど										
4. 利用料金	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民等</td> <td>610円（1面1時間）</td> </tr> <tr> <td>市民等以外</td> <td>1,230円（1面1時間）</td> </tr> <tr> <td>夜間照明使用料</td> <td>510円（1面1時間）</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	金 額 等	市民等	610円（1面1時間）	市民等以外	1,230円（1面1時間）	夜間照明使用料	510円（1面1時間）
		区 分	金 額 等									
		市民等	610円（1面1時間）									
		市民等以外	1,230円（1面1時間）									
夜間照明使用料	510円（1面1時間）											
<p>※ 上記の市民等とは、小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。</p>												



5. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・大会での利用面数は、原則として8面までとする。</li><li>・土日祝日の大会においては、1団体が予約申し込み可能な16面利用の予約は1月に1日とする。</li><li>・一般開放日として、毎月第1日曜日、第2土曜日、第4土曜日及び日曜日は一般用として8面を確保すること。また当該日に大会を行う場合は、利用面数を8面以下とする。<ul style="list-style-type: none"><li>* 全国規模の大会等と重複した場合、上記枠は確保しない。</li></ul></li><li>・大会利用は、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、照明点灯時間が午後6時以降である3月20日から8月末日に限り、最大で8面までは午後6時までの延長可能。また、照明点灯時間が午後4時である11月から1月の間で、一般開放日と同日の場合は午後4時までの利用とする。</li></ul>
---------	--

### 3 城山陸上競技場

(小田原市城山 2-29-1 電話 0465-22-3549)

区分 1	区分 2	内 容
1. 施設目的	—	陸上競技の普及及び競技力の向上を図るとともに、生涯スポーツの活動を推進する。
2. 施設概要	竣工・開放	竣工：昭和 30 年 10 月
	構造・規模	<p>公認種別：日本陸上競技連盟 第二種公認 敷地面積：44,298 m<sup>2</sup> 舗装駐車場：約 50 台、臨時駐車場：約 50 台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>メイントラック</u>..... 全天候型舗装走路 1 周 400m 直走路 150m 8 コース (女子 3,000m 障害池対応型)</li> <li>・ <u>跳 躍 場</u>..... 走高跳 2、走幅跳 (三段跳を含む) 6、棒高跳 4</li> <li>・ <u>投てき場</u>..... 円盤投げ・ハンマー投げ兼用 1、砲丸投げ 2、やり投げ 2</li> <li>・ <u>サブトラック</u>..... 1 周 130m 3 コース 直走路 60m 5 コース</li> <li>・ <u>収 容 席</u>..... メインスタンド席 4,300 人、芝生席 7,700 人</li> <li>・ <u>管 理 棟</u>..... 鉄筋コンクリート 2 階建、面積 1,608 m<sup>2</sup> (1 階) 雨天走路 (4m×50m)、事務所、放送室、印刷室、 医務室、湯沸室、資材室、便所、シャワー室、 男女更衣室 (ロッカー 100 人分)、器具庫 (2 階) 会議室×2 (うち 1 室可動間仕切で 2 室分割可能)、 トレーニングルーム、応接室、湯沸室、資料室、便所</li> <li>・ <u>ダッグアウト</u>..... 鉄筋コンクリート造平屋建、面積 940 m<sup>2</sup> (1 階) 第 1 本部、第 2 本部、記録室、審判室、放送室、保管庫、 器具庫</li> <li>・ <u>倉庫 (3 棟)</u>..... 軽量鉄骨造平屋建、面積 132 m<sup>2</sup> 木造平屋建、面積 48 m<sup>2</sup> コンクリートブロック造平屋建、面積 17 m<sup>2</sup></li> <li>・ <u>特別観覧席</u>..... 鉄骨造平屋建、面積 122 m<sup>2</sup></li> <li>・ <u>便所 (4 棟)</u>..... 鉄筋コンクリート造平屋建、面積 14 m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造平屋建、面積 12 m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造平屋建、面積 50 m<sup>2</sup></li> </ul>

	利用状況	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年度※</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>90,761 人</td> <td>94,456 人</td> <td>106,983 人</td> </tr> </table> <p>※H25.11～H26.2 までトラック等改修工事のため、トラック利用休止</p>	平成 25 年度※	平成 26 年度	平成 27 年度	90,761 人	94,456 人	106,983 人																																																																																																
	平成 25 年度※	平成 26 年度	平成 27 年度																																																																																																					
90,761 人	94,456 人	106,983 人																																																																																																						
	休場日	12/28～1/3																																																																																																						
3. 主な大会	—	県選手権大会、県高校総体西地区予選会、県高校新人戦大会、県高校新人戦西地区予選会、西湘地区高校記録会、中体連西地区記録会、小田原市小学校体育大会、各中学校・高等学校陸上競技大会・スポーツテスト、市民総合体育大会、オックスファムトレイルウォーカーなど																																																																																																						
4. 利用料金	—	<p>下表のとおり</p> <p>□城山陸上競技場(メイントラック)(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>午前9:00～ 正午</th> <th>正午～ 午後5:00</th> <th>午後5:00～ 午後9:00</th> <th>午前9:00～ 午後5:00</th> <th>正午～ 午後9:00</th> <th>午前9:00～ 午後9:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用利用</td> <td>器具器材を 使用する</td> <td>市民等 5,550</td> <td>市民以外 7,040</td> <td></td> <td>11,100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>器具器材を 使用しない</td> <td>市民等 4,320</td> <td>市民以外 5,550</td> <td>6,170</td> <td>8,380</td> <td>11,720</td> <td>14,450</td> </tr> <tr> <td>サッカーに使用 する場合</td> <td>市民等</td> <td colspan="5">1時間につき1,540円</td> </tr> <tr> <td>市民以外</td> <td colspan="5">1時間につき4,620円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用利用</td> <td>市民等</td> <td colspan="5">1人1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>市民以外</td> <td colspan="5">1人1回につき300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民の年間共用利用料</td> <td>高校生以外</td> <td colspan="5">1人1,850円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td colspan="5">1人870円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2市8町の小中学生の共用使用は無料です(ただし保護者同伴必要)。</p> <p>□城山陸上競技場(会議室・トレーニングルーム)(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>収容人数</th> <th>午前9:00～ 正午</th> <th>正午～ 午後5:00</th> <th>午後5:00～ 午後9:00</th> <th>午前9:00～ 午後5:00</th> <th>正午～ 午後9:00</th> <th>午前9:00～ 午後9:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室2</td> <td>35名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td>35名</td> <td>720</td> <td>1,130</td> <td>820</td> <td>1,850</td> <td>1,950</td> <td>2,720</td> </tr> <tr> <td>会議室4</td> <td>20名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>100名</td> <td>1,130</td> <td>1,490</td> <td>1,380</td> <td>2,570</td> <td>2,930</td> <td>4,060</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この表において「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。 「小田原市内」とあるのは、「小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内」とする。 ※入場料を徴収する場合 1日につき、入場料の総額の1割に相当する額(その額が規定する利用料金の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該2倍に相当する額)とする。この場合においては、規定する利用料金の額の2倍に相当する額を使用許可の際徴収し、使用終了後、精算するものとする。</p>	区 分		午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00	専用利用	器具器材を 使用する	市民等 5,550	市民以外 7,040		11,100			器具器材を 使用しない	市民等 4,320	市民以外 5,550	6,170	8,380	11,720	14,450	サッカーに使用 する場合	市民等	1時間につき1,540円					市民以外	1時間につき4,620円					共用利用	市民等	1人1回につき100円					市民以外	1人1回につき300円					市民の年間共用利用料	高校生以外	1人1,850円					高校生	1人870円					場 所	収容人数	午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00	会議室2	35名							会議室3	35名	720	1,130	820	1,850	1,950	2,720	会議室4	20名							トレーニングルーム	100名	1,130	1,490	1,380	2,570	2,930	4,060
区 分		午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00																																																																																																	
専用利用	器具器材を 使用する	市民等 5,550	市民以外 7,040		11,100																																																																																																			
	器具器材を 使用しない	市民等 4,320	市民以外 5,550	6,170	8,380	11,720	14,450																																																																																																	
	サッカーに使用 する場合	市民等	1時間につき1,540円																																																																																																					
	市民以外	1時間につき4,620円																																																																																																						
共用利用	市民等	1人1回につき100円																																																																																																						
	市民以外	1人1回につき300円																																																																																																						
市民の年間共用利用料	高校生以外	1人1,850円																																																																																																						
	高校生	1人870円																																																																																																						
場 所	収容人数	午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5:00～ 午後9:00	午前9:00～ 午後5:00	正午～ 午後9:00	午前9:00～ 午後9:00																																																																																																	
会議室2	35名																																																																																																							
会議室3	35名	720	1,130	820	1,850	1,950	2,720																																																																																																	
会議室4	20名																																																																																																							
トレーニングルーム	100名	1,130	1,490	1,380	2,570	2,930	4,060																																																																																																	
5. 留意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度改修工事を実施予定。規模・構造については改修工事後を記載。工事概要については別紙「城山陸上競技場改修工事概要」を参照。</li> <li>大会利用は、原則として午後 5 時までとする。</li> <li>大会開催時は、原則、会議室及びトレーニングルームの利用を認めない。</li> <li>部活動での共用利用は、原則、事前予約とし、利用者数は 200 名を限度とする。</li> <li>専用利用は、原則、利用者が 100 名以上とし、50 名以下は認めない。ただし、投てき利用はこの限りでない。</li> <li>ハンマー投げの練習は認めない。</li> <li>臨時駐車場は、城山庭球場と共用利用とする。</li> </ul>																																																																																																						

#### 4 小峰庭球場

(小田原市城山 3-30-22)

区分1	区分2	内 容								
1. 施設目的	—	テニス・ソフトテニスの競技・練習施設の確保及び普及促進を図る。								
2. 施設概要	竣工・開放	竣工：平成元年3月、開放：平成元年5月 排球場を廃場とし、昭和63年10月からテニスコート（全天候型）として全面改修し、平成元年5月から開放。								
	構造・規模	敷地面積 2,400 m <sup>2</sup> 舗装駐車場：約10台 ：…全天候型硬式テニスコート… 2面 ：…便所及び器具庫（更衣室併用）… 1棟 ：…東屋（休憩室）… 1棟								
	利用状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,194人</td> <td>6,524人</td> <td>6,791人</td> </tr> </tbody> </table>			平成25年度	平成26年度	平成27年度	5,194人	6,524人	6,791人
	平成25年度	平成26年度	平成27年度							
	5,194人	6,524人	6,791人							
利用時間	9：00～17：00 (ただし、11月1日～翌年1月31日は、16：00まで)									
休場日	12/28～1/3									
3. 主な大会	—	なし								
4. 利用料金	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>360円（1面1時間）</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	金 額 等	市民	360円（1面1時間）		
		区 分	金 額 等							
市民	360円（1面1時間）									
※「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいう。										
5. 留意事項	・個人利用のみとし、大会利用は不可とする。									

## Ⅱ 利用料金等

### 1 利用料金

#### (1) 留意点

指定管理者が徴収する利用料金は、条例及び規則で定めた額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めます。したがって、施設利用に係る利用料金（消費税を含む）は、指定管理者の裁量のみで決定することはできません。

#### (2) 条例及び規則で定めた額

各施設とも、「Ⅰ 施設の概要」掲載の「4. 利用料金」欄参照

### 2 現行の減免基準（現行制度）

#### (1) 留意点

ア 指定管理者は、市と同様の減免を行うこととします。

イ 利用料金等の減免について、減免がなされた後の収入金額をもとに、指定管理料を定めていくこととなり、指定管理料には減免相当額を含むものとなります。

#### (2) 減免基準（現行）

##### ■ 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ

###### ：「小田原市総合文化体育館条例」

第 11 条 指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

###### ：「小田原市総合文化体育館条例施行規則」

第 8 条 条例第 11 条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市が公用のため使用する場合（市立幼稚園、市立小学校又は市立中学校が使用する場合を除く。） 免除
- (2) 公益財団法人小田原市体育協会又はその加盟団体が全市的な体育行事を開催するため使用する場合 設備の利用料金を除く利用料金の 2 分の 1 の額の減額
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する市内の学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する市内の児童福祉施設が使用する場合 設備の利用料金を除く利用料金の 2 分の 1 の額の減額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

2 条例第 11 条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に申請しなければならない。

###### ：「申請に対する審査基準」

- ① 小田原・足柄下地区中学校体育連盟が主催する「小田原・足柄下地区中学校総合体育大会」及び「小田原・足柄下地区新人大会」の会場として使用する場合 免除
- ② 県西ブロック中学校体育連盟が主催する「県西ブロック総合体育大会」に使用する場合 免除
- ③ 神奈川県中学校体育連盟が主催する「神奈川県総合体育大会」に使用する場合 免除
- ④ その他、中学校体育連盟の「関東大会」及び「全国大会」ならびにそのプレ大会、強化練習等の当該大会の準備としての使用であると教育委員会が認めた場合 免除

- ⑤ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会県予選」及び「全国高等学校大会県予選」に使用する場合 2分の1減額
- ⑥ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会」及び「全国高等学校大会」に使用する場合 免除
- ⑦ 国民体育大会の強化練習等の当該大会の準備としての使用であることを教育委員会が認めた場合 免除
- ⑧ 小田原市スポーツ少年団本部及び小田原市子供会連合会が主催する体育行事 免除
- ⑨ 上記の他、大会や主催団体の性格上、減額又は免除することが適当であると教育委員会が認めた場合 免除又は教育委員会が必要と認める額の減額

## ■ 小田原テニスガーデン

### ・「小田原テニスガーデン条例」

第9条 指定管理者は、市長が定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### ・「小田原テニスガーデン条例施行規則」

第6条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小田原市、神奈川県又は国が公用のため使用する場合 免除
- (2) 市内の小学校、中学校及び幼稚園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が使用する場合 免除
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（市内の小学校、中学校及び幼稚園を除く。）及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（市内の児童福祉施設を除く。）が使用する場合 設備の利用料金を除く利用料金の2分の1の額の減額
- (4) 公益財団法人小田原市体育協会が体育行事を開催するため使用する場合 免除
- (5) 公益財団法人小田原市体育協会の加盟団体が体育行事を開催するため使用する場合 設備の利用料金を除く利用料金の2分の1の額の減額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

2 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に申請しなければならない。

### ・「申請に対する審査基準」

- ① 小田原・足柄下地区中学校体育連盟が主催する「小田原・足柄下地区中学校総合体育大会」及び「小田原・足柄下地区新人大会」の会場として使用する場合 免除
- ② 県西ブロック中学校体育連盟が主催する「県西ブロック総合体育大会」に使用する場合 免除
- ③ 神奈川県中学校体育連盟が主催する「神奈川県総合体育大会」に使用する場合 免除
- ④ その他、中学校体育連盟の「関東大会」及び「全国大会」ならびにそのプレ大会、強化練習等の当該大会の準備としての使用であると教育委員会が認めた場合 免除
- ⑤ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会県予選」及び「全国高等学校大会県予選」に使用する場合 2分の1減額
- ⑥ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会」及び「全国高等学校大会」に使用する場合 免除
- ⑦ 国民体育大会の強化練習等の当該大会の準備としての使用であることを教育委員会が認めた場合 免除
- ⑧ 小田原市スポーツ少年団本部及び小田原市子供会連合会が主催する体育行事 免除

- ⑨ 上記の他、大会や主催団体の性格上、減額又は免除することが適当であると教育委員会が認めた場合 免除又は教育委員会が必要と認める額の減額

## ■ 城山陸上競技場及び小峰庭球場

### ・「小田原市体育施設条例」

第9条 公用又は公益事業のため体育施設を使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

### ・「小田原市体育施設条例施行規則」

第3条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定に基づき、当該各号に定める基準により減額し、又は免除する。

(1) 学校、社会教育団体その他これらに類する団体が使用する場合

ア 入場料を徴収するとき 使用料の3分の1に相当する額の減額

イ 入場料を徴収しないとき 使用料の2分の1に相当する額の減額又は免除

(2) 小田原市が公用のために使用する場合 免除

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が適当と認める額の減額又は免除

2 前項の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市体育施設使用料減額（免除）申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に小田原市体育施設使用料減額（免除）決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

### ・「申請に対する審査基準」

(1) 学校、社会教育団体その他これらに類する団体が使用する場合

イ 入場料を徴収しないとき 使用料の2分の1に相当する額の減額又は免除

① 市内の小学校、中学校及び幼稚園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が使用する場合 免除

② 市内の中学校が部活動で使用する場合及び小学校、幼稚園が同様の活動で使用する場合 免除

③ 学校教育法第1条（昭和22年法律第26号）に規定する学校（市内の小学校、中学校及び幼稚園を除く。）及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（市内の児童福祉施設を除く。）が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額の減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が適当と認める額の減額又は免除

① 小田原市、小田原・足柄下地区中学校体育連盟、足柄上・南足柄中学校体育連盟（県西ブロック中学校体育連盟を含む）が主催する体育行事 免除

② 小田原市スポーツ少年団本部及び小田原市子供会連合会が主催する体育行事 免除

③ 小田原市老人クラブ連合会が主催するシルバースポーツ大会 免除

④ 国民体育大会のリハーサル大会又は強化練習等の当該大会の準備としての使用であることを教育委員会が認めた場合 免除

⑤ 財団法人小田原市体育協会が体育行事を開催するため使用する場合 免除

⑥ 財団法人小田原市体育協会の加盟団体が体育行事を開催するため使用する場合 使用料の2分の1の減額

⑦ 上記の他、大会や主催大会の性格上、減額又は免除することが適当であると教育委員会が認めた場合 免除又は教育委員会が必要と認める額の減額

### 3 現行の還付基準（現行制度）

#### (1) 留意点

指定管理者は、市と同様の還付を行うこととします。

#### (2) 還付基準

##### ■ 小田原市総合文化体育館

##### ・「小田原市総合文化体育館条例」

第12条 既納の利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体育館の施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）が、その責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき。
- (2) 許可使用者が、メインアリーナ又はサブアリーナの使用の許可を受けた場合において、メインアリーナの全面使用又はサブアリーナの使用にあつては使用の日の7日前までに、メインアリーナの部分使用にあつては使用の日の2日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

##### ・「小田原市総合文化体育館条例施行規則」

第9条 条例第12条第2項の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、許可を受けた施設若しくは設備の全部を使用できなかつたとき又はサブアリーナの共用使用ができなかつたとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、許可を受けた施設若しくは設備の一部を使用できなかつたとき又はサブアリーナの共用使用に係る設備の全部若しくは一部を使用できなかつたとき 指定管理者が定める額
- (3) 第5条第2項の規定により使用の変更の許可を受けた場合において既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき又は使用の取消しの許可を受けたとき 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる申請日に応じ、同表の右欄に定める基準により算定して得た額（使用日の変更の許可を受けた後に、変更後の使用日に係る使用の取消しの許可を受けた場合は、指定管理者が定める額）

区分	変更又は取消しの申請日	還付基準
メインアリーナの全面使用に係る使用料 (当該使用に係る設備使用料を含む。)	使用日の6月前まで	変更にあつては差額の、取消しにあつては既納の使用料の全額
	使用日の7日前まで	変更にあつては差額の、取消しにあつては既納の使用料の額の2分の1に相当する額
サブアリーナの使用に係る使用料（当該使用に係る設備使用料を含む。）	使用日の1月前まで	変更にあつては差額の、取消しにあつては既納の使用料の全額
	使用日の7日前まで	変更にあつては差額の、取消しにあつては既納の使用料の額の2分の1に相当する額
メインアリーナの部分使用に係る使用料 (当該使用に係る設備使用料を含む。)	使用日の7日前まで	変更にあつては差額の、取消しにあつては既納の使用料の全額
	使用日の2日前まで	変更にあつては差額の、取消しにあつては既納の使用料の額の2分の1に相当する額



■ 小田原テニスガーデン

・「小田原テニスガーデン条例」.....

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき。
- (2) 使用者が、使用の日の 2 日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

・「小田原テニスガーデン条例施行規則」.....

第 7 条 条例第 10 条第 2 項の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の全部を使用できなかったとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額
- (3) 第 4 条第 2 項の規定により使用の変更の許可を受けた場合において既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき又は使用の取消しの許可を受けたとき 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる申請日に応じ、同表の右欄に定める基準により算定して得た額（使用日の変更の許可を受けた後に、変更後の使用日に係る使用の取消しの許可を受けた場合は、指定管理者が定める額）

区分	変更又は取消しの申請日	還付基準
変更	使用日の 7 日前まで	差額の全額
	使用日の 2 日前まで	差額の 2 分の 1 に相当する額
取消	使用日の 7 日前まで	既納の使用料の全額
	使用日の 2 日前まで	既納の使用料の 2 分の 1 に相当する額

■ 城山陸上競技場及び小峰庭球場.....

・「小田原市体育施設条例」.....

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天候その他使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰さない理由により使用できない場合で市長が認めたときは、その使用料の全部又は一部を還付する。

### Ⅲ 収入及び利用実績

#### 1 施設の収入実績

##### (1) 留意点

指定管理者の収入は、管理に係る委託料と利用料金制による利用料金に大別されます。(2)で今までの使用料の収入実績を示しますが、これまでの減免は今後も同様に行っていただくこととなりますが、指定管理料には減免相当額を含むものとなります。

##### (2) 過去3か年の収入実績

施設名	平成25年度 収入実績	平成26年度 収入実績	平成27年度 収入実績
小田原市総合文化体育館	62,655,386 円	59,787,889 円	59,688,679 円
小田原テニスガーデン	21,681,046 円	20,378,914 円	22,949,920 円
城山陸上競技場	3,141,237 円	2,886,834 円	3,264,308 円
小峰庭球場	664,300 円	756,950 円	842,438 円

※ 収入は施設使用料、自動販売機の電気使用料、電話使用料となっています。

なお、体育施設の電話使用料の全てを小田原市総合文化体育館に含めています。

##### (3) 過去3か年の減免状況

施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小田原市総合文化体育館	8,591,371 円	9,357,383 円	8,207,413 円
小田原テニスガーデン	8,487,600 円	6,394,740 円	6,199,945 円
城山陸上競技場	1,061,075 円	2,886,834 円	1,257,240 円
小峰庭球場	0 円	0 円	0 円

#### 2 利用実績

##### (1) 過去3か年のスポーツ施設利用実績（人数）

施設名	平成25年度 利用実績	平成26年度 利用実績	平成27年度 利用実績
小田原市総合文化体育館	340,793 人	366,108 人	355,442 人
小田原テニスガーデン	151,090 人	157,192 人	164,136 人
城山陸上競技場	90,761 人	94,456 人	106,983 人
小峰庭球場	5,194 人	6,524 人	6,791 人

※ 利用実績は延べ人数となり、大会等の先行予約による利用実績は、報告人数または申請時の利用予想人数により算出しています。

#### 3 主な大会・イベント等

##### (1) 主な大会・イベント等

各施設の主な大会・イベント等は、別紙「主な大会・イベント等」参照

## IV 収支状況

### 1 指定管理料の考え方

指定管理料は、当該施設の管理にかかる経費を市が負担する経費です。

算定の基本的な考え方は、指定管理者が当該施設を管理するのに必要なすべての経費から当該施設の管理で得られる収入（施設利用料など）を差し引いた額が基本となるものです。

指定管理者に指定された者は、応募時に提出した事業計画書に提示した委託額を基本に、市と協議の上、協定を結びます。

なお、「利用料金制度」を導入しますので、各スポーツ施設の利用料金は指定管理者の収入となります。

### 2 収支予算算出に係る参考資料

収入及び経費の一部について参考数値として提供するものです。

当然のことながら、応募にあたっては民間管理の優位性を発揮し、施設の利用促進と経費縮減、さらにサービス向上の面から、事業計画、管理経費を提案してください。

※「収支予算算出に係る参考資料」は別紙のとおり

### 3 利用料金減免について

利用料金の減免については、減免がなされた後の収入金額をもとに、指定管理料を定めていくこととなり、指定管理料には減免相当額を含むものとなります。

### 4 修繕料について

指定管理者が行う施設の修繕料は過去の経費をもとに算出する指定管理料に含まれているものとします。修繕にあたっては優先順位を付けて実施し、緊急を要するものから順次修繕を行ってください。

## V 備品の管理

### 1 備品の管理

施設に配備された備品の善良な管理をお願いします。

※「備品一覧」は別紙のとおりです。

## VI その他

### 1 その他の関連スポーツ施設の概要と使用状況

区 分	施設概要	平成 27 年度 利用者実績 (人)	平成 27 年度 収入実績 (円)
城山庭球場	小田原市城山 3-10-20 面積 12,363 m <sup>2</sup> クレークコート 8 面	19,000	703,150
城内弓道場	小田原市城内 4-27 面積 1,081 m <sup>2</sup>	6,057	314,960
酒匂川スポーツ広場	小田原市寿町 5-22-29 面積 97,816 m <sup>2</sup> 野球場 2 面 サッカー場 2 面 ソフトボール 4 面 少年野球場 2 面 ゲートボール場 6 面 芝 4 面	138,485	0
鴨宮運動広場	小田原市酒匂 967 面積 8,750 m <sup>2</sup>	9,524	0
寿町テニス場	小田原市東町 5-402 面積 2,552 m <sup>2</sup>	10,593	0
高田運動広場	小田原市高田 401 面積 7,243 m <sup>2</sup>	20,989	0
学校夜間照明施設	酒匂中学校 国府津小学校 豊川小学校	4,761	737,200

## Ⅶ 《参考》 管理の状況 (H2 2直當時)

### 1 管理体制 (人員の配置状況)

#### (1) 小田原市総合文化体育館

区 分	業務時間	人員体制
施設管理業務	期間…4月1日～翌年3月31日(ただし12月29日～1月3日を除く) 時間…8時30分～22時 その他…大会等(年間90回程度)	職員1名 委託職員3名(毎月の休館日のみ1名) ※17時以降は1名
受付及び使用料徴収業務	期間…4月1日～翌年3月31日(休館日を除く) 時間…8時30分～22時 (スポーツサウナのみ13時～22時) ただし、スポーツサウナの営業日は 5月～10月 水・土・日 11月～4月 水・木・土・日	委託職員(臨時) 2～5名 (事務室1、トレーニングルーム1～2、スポーツサウナ1) ※17時以降及び土日祝は事務室2名 ※トレーニングルームについては利用者講習会(月4回程度開催)及び週2回夜間にインストラクターを配置)
競技用器具管理業務	期間…4月1日～翌年3月31日(ただし12月29日～1月3日を除く)のうち週1回 時間…8時30分～12時	委託職員(臨時)1名
設備運転保守業務	期間…4月1日～翌年3月31日(ただし12月29日～1月3日及び毎月の休館日を除く) 時間…8時～22時30分	委託職員2名

#### (2) 小田原テニスガーデン

区 分	業務時間	人員体制
施設管理業務、受付及び使用料徴収業務	期間…4月1日～翌年3月31日(12月28日～翌年1月3日を除く) 時間…8時30分～21時30分 その他…大会等での早期勤務の場合もある	委託職員1名 ※年間4名で対応

(3) 城山陸上競技場及び小峰庭球場

区 分	業務時間	人員体制
施設管理業務、受付及び使用料徴収業務	期間…4月1日～翌年3月31日（ただし12月29日～1月3日を除く） 時間…8時30分～21時30分 その他…大会等により早出対応あり（年間45日程度）	（平日） 職員2名 委託職員1名 （土日祝） 委託職員1名 ただし大会等により職員2名も勤務する場合があります

(4) 小峰庭球場

区 分	業務時間	人員体制
施設管理業務	期間…4月1日～翌年3月31日（12月28日～翌年1月3日を除く） 時間…8:30～17:00 （ただし、11月1日～1月31日は、16時まで） ※他施設（城山庭球場臨時職員もしくは城山陸上競技場職員）が、鍵の開閉、施設の管理、草刈、剪定等を行っている。	常駐職員0名

## 2 委託の状況

(1) 留意点

専門技術の必要から再委託は認められますが、その場合には市との協議が必要です。  
当然のこととして、指定管理者の行うべき業務のすべてを再委託することはできません。  
なお、契約額は来年度以降、同様な金額で契約できるとは限りません。

(2) 平成22年度契約状況

（単位：円）

施設名	委託業務名	委託先（業者名）	契約額
小田原アリーナ	昇降機設備保守管理業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 横浜支社 西湘支店	655,620
小田原アリーナ	小田原アリーナ清掃管理業務	株式会社 東海ビルメンテナンス	13,052,940
小田原アリーナ	小田原市体育施設受付等管理業務	財団法人 小田原市体育協会	30,902,880
小田原アリーナ	小田原アリーナ機械警備業務	株式会社 特別警備保障	328,860
小田原アリーナ	小田原アリーナ体育器具保守点検業務	セノー 株式会社	538,650
小田原アリーナ	小田原アリーナ設備運転保守業務	株式会社 協栄 神奈川支店	29,085,000

小田原アリーナ	小田原厚木道路成田インター出口案内標識板数字修正業務	有限会社 アートたかはし	8,400
小田原アリーナ	自動ドア保守点検業務	株式会社 神奈川ナブコ 厚木支店	252,217
小田原アリーナ	小田原アリーナ音響・映像設備保守点検業務	ヤマハサウンドシステム 株式会社	1,260,000
小田原アリーナ	小田原アリーナ消防用設備保守点検業務	株式会社 ヒラボウ 小田原営業所	430,500
小田原アリーナ	小田原アリーナ電動ブラインド点検調整業務	株式会社 協栄 神奈川支店	89,250
小田原アリーナ	小田原アリーナシャッター保守点検業務	東洋シャッター株式会社 横浜支店	86,100
小田原アリーナ	小田原アリーナ吊物機構保守点検業務	三精輸送機 株式会社 東京支店	395,850
小田原アリーナ	小田原アリーナ地下タンク漏洩検査業務	株式会社 三栄防災	89,250
小田原アリーナ	小田原アリーナ電動ブラインド点検調整業務	株式会社 協栄 小田原営業所	89,250
小田原アリーナ	小田原アリーナ中央管制装置設備保守点検業務	日本電技 株式会社 横浜支店	630,000
小田原アリーナ	小田原アリーナ電動ブラインド点検調整業務	株式会社 協栄 小田原営業所	89,250
小田原アリーナ	小田原アリーナロールバックチェア保守点検業務	株式会社 コトブキ 横浜支店	325,500

施設名	委託業務名	委託先(業者名)	契約額
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン小田原市体育施設受付等管理業務	財団法人 小田原市体育協会	4,232,875
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン機械警備業務	総合警備保障 株式会社 湘南支社	109,872
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン自家用電気工作物保安業務	杉山電気管理事務所	204,750
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン消防用設備点検業務	相日防災 株式会社 小田原支店	28,980
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン自動ドア保守点検業務	株式会社 神奈川ナブコ 厚木支店	29,498
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン付属便所及び窓ガラス等清掃業務	昌永産業 株式会社	756,000
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン消防用設備点検業務	相日防災 株式会社 小田原支店	18,585
小田原テニスガーデン	小田原テニスガーデン夜間照明点検業務	三協設備 株式会社	75,240

施設名	委託業務名	委託先(業者名)	契約額
城山陸上競技場	小田原市体育施設付属便所清掃業務	株式会社 湘南サービスセンター	840,156 (*1)
城山陸上競技場	小田原市体育施設受付等管理業務	財団法人 小田原市体育協会	5,035,105
城山陸上競技場	自家用電気工作物保安業務	伊東電気管理事務所	147,000
城山陸上競技場	機械警備業務	株式会社 特別警備保障	152,250
城山陸上競技場	ダックアウト消防用設備点検業務	相日防災 株式会社 小田原支店	27,300
城山陸上競技場	管理棟 消防用設備点検業務	相日防災 株式会社 小田原支店	45,150
城山陸上競技場	駐車場樹木枝下ろし業務	小田原市森林組合	49,980
城山陸上競技場	芝生地除草剤散布業務	株式会社 三商	136,500
城山陸上競技場	芝生地除草剤散布業務	株式会社 三商	136,500
城山陸上競技場	管理棟 消防用設備点検業務	相日防災 株式会社 小田原支店	32,550
城山陸上競技場	ダックアウト消防用設備点検業務	相日防災 株式会社 小田原支店	16,275
城山陸上競技場	樹木枝下ろし業務	小田原市森林組合	49,980
城山陸上競技場	サクラのテングス病枝下ろし業務	小田原市森林組合	97,650
城山陸上競技場	廃棄物収集運搬処理業務	相模洋洗 株式会社	56,700
城山陸上競技場	電子機器保守点検業務	株式会社 ニシ・スポーツ 関東営業所	440,000

施設名	委託業務名	委託先(業者名)	契約額
小峰庭球場	体育施設付属便所清掃業務	株式会社 湘南サービスセンター	62,700
小峰庭球場	小田原市営小峰広場浄化槽年間保守管理業務	株式会社 イズモ・ライフ	57,750



### 3 賃借の状況

#### (1) 留意点

現在、市と賃貸借契約を結んでいるものはその期限内は継続が条件となります。

また、指定管理者が新たに賃貸借契約を結ぶ場合には、権利・義務の承継を明確にするため、市との協議を必要とします。

#### (2) 平成22年度契約状況

(単位：円)

業務名	期間等	業者名	契約額
小田原アリーナ フロアモップ 賃貸借料	1年間	株式会社ケイロン ダスキン小田原	293,566
小田原アリーナ NHK放送受 信料	1年間	日本放送協会	55,340
小田原テニスガーデン スポーツトラクタ借上料	1年間	スルガ・キャピタル株式会社横浜支社	46,746
小田原テニスガーデン 券売機賃借料	5年間 H27.3.31まで	スルガ・キャピタル株式会社横浜支社	1,083,600 (5年間分)
城山陸上競技場 写真判定装置借上料	5年間 H27.6.30まで	東芝ファイナンス 株式会社	11,340,000 (5年間分)

## 城山陸上競技場改修工事概要

### 1 目的

2019年のラグビーワールドカップ日本開催を控え、日本代表の練習拠点としての利用を契機に、幅広い市民に親しまれ、より多くの人々に利用される、本市におけるスポーツ振興を後押しする場となるよう、城山陸上競技場をリニューアルする。

### 2 改修内容

施設区分	改修内容
競技スペース	(1) インフィールド <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生改修（スポーツターフへ全面張替）</li> <li>・ラグビーゴール設置（起倒式 2箇所）</li> <li>・散水用スプリンクラー設置（自動式、フィールド周囲に6基設置）</li> </ul> (2) 走幅跳・三段跳助走路及び砂場の移設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフィールドから移設（撤去・新設）</li> <li>・砂場用散水設備・電源新設</li> </ul> (3) バックストレート側直走路新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウレタン舗装改修</li> </ul> (4) バックスタンド <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトフィールド拡張（既存スタンド撤去）</li> <li>・人工芝台車置場新設</li> </ul> (5) スクラムゾーン新設（芝生改修）
管理棟	(6) サブトラック <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブトラックウレタン舗装改修</li> <li>・既存芝生改修（芝生補修用圍場へ改修）</li> </ul> (7) 1階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室・シャワー室改修 ロッカー入れ替え、シャワー増設（6基→10基）、給湯設備更新（貯湯式→循環式）</li> <li>・トイレ新設 会議室をトイレに改修 （便器数 男子：小便器7 洋式3、女子：洋式7）</li> <li>・倉庫新設 休憩室を倉庫へ改修</li> </ul> (8) 2階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室×2 空調改修</li> <li>・トレーニングルーム空調新設</li> </ul>

付帯設備	<p>(9) 夜間照明改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポール式照明塔 13 本新設</li> <li>・トラック利用に必要な照度確保</li> </ul> <p>(10) 東側防球ネット新設 (H=3 m)</p> <p>(11) 屋外便所 (大門下・メインスタンド・サブトラック) 改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内外装改修</li> <li>・便器の洋式化</li> </ul> <p>※管理棟南側については撤去</p> <p>(12) 器具倉庫改修 (木造、鉄骨造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造補強、内外壁改修</li> </ul> <p>(13) 特別観覧席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、照明器具改修</li> <li>・電源盤新設</li> </ul> <p>(14) ダッグアウト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LAN設備整備</li> </ul> <p>(15) 散水用スプリンクラー用ポンプ・受水槽設置</p>
------	--

※箇所等については、別紙平面図参照

※改修内容については計画であるため、変更する可能性あり。

## 《収支予算算出に係る参考資料》

### 1 収入（平成27年度）

項目	金額（円）
指定管理料	71,750,000
利用料収入	86,745,345

※自主事業収入等は除く

### 2 光熱水費等の状況（過去3か年）

（千円）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
光熱水費	39,118	38,757	35,614
電気料	24,456	26,239	24,270
ガス料	8,957	8,327	6,933
上下水道	5,705	4,191	4,411
通信運搬料	749	670	979

### 3 修繕の状況（過去3か年）

#### (1) 留意点

① 施設・設備の大規模修繕等（30万円以上）は市が定めた額の範囲で市が行う。

#### (2) 過去3か年の状況（指定管理者実施）

① 4施設全体（備品修繕を含む）

（千円）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
2,446	1,758	1,401

#### ② 主な修繕内容（平成27年度）

小田原市総合文化体育館	小田原テニスガーデン	城山陸上競技場
ロールバックチェア修繕	テニスネット修繕	券売機修繕
チャッキ弁交換、	支柱滑車止め金具交換	券売機修繕
中央制御モジュール電源従前	ソフトテニスネット修繕	ハードル修繕
給湯循環ポンプ修繕	フェンス支柱修繕	ボイラー安全弁交換
サブアリーナ放送設備修繕	テニスネットワイヤー交換	券売機修繕
中央監視室放送設備修繕	テニスネット全面修繕	集会用テント修繕
男子トイレ排気ファン清掃設備修繕	ソフトテニスネット修繕	
煙感知器交換	砂入り人工芝部分補修	
喫煙所扉交換		

4 平成29年度以降に新たに発生する業務

項目	仕様書	仕様書集
小田原アリーナ乗用草刈機借上げ等	10 ページ	47 ページ
小田原テニスガーデン券売機等借上げ等	12 ページ	46 ページ
城山陸上競技場芝生維持管理業務	14 ページ	72 ページ
城山陸上競技場受水槽点検業務	14 ページ	77 ページ
城山陸上競技場空調設備管理業務	15 ページ	78 ページ
城山陸上競技場券売機借上げ等	15 ページ	46 ページ